

**あま市に病児・病後児保育施設を
新たに拡充します**

令和2年8月1日よりあま市に新たな病児・病後児保育室を拡充します。

病児・病後児保育事業は、保護者の就労等のために家庭で保育等ができる児童で病気または病気の回復期にあり、集団での保育等が困難な児童を一時的にお預かりする事業です。

新たな施設について

施設名 ふたば病児保育室
(あま市丹波深田48番地)

日時 月～金曜日 午前8時30分から午後5時まで

対象 (土・日曜・祝日はお休みです)
①から③を全て満たす児童

①生後6ヶ月～小学6年生まで
②保護者の就労等のために家庭で保育等ができない

③病気または病気の回復期にあり、医療機関による入院治療の必要がないが集団での保育等が困難で当面症状の急変が認められない児童

定員 3人

利用料

市内在住者

市民税課税世帯 2,000円

市民税非課税世帯 1,000円
生活保護世帯 0円

※予約方法や手続き方法など、詳しい利用の仕方につきましては、施設に直接お問い合わせください。

左記QRコードからウェブサイトをQRコード



ウェブサイト
QRコード

問合先 ふたば病児保育室

電話番号 449-1373

子育て支援課

FAX 443-3555

ひとり親家庭に対する手当のご案内

児童扶養手当

次の要件に当てはまる18歳以下の

(18歳到達年度の3月31日まで)の児童(一定の障がいがあるときは20歳未満)を監護している父または母、もしくは養育している方に支給されます。

なお、受給から5年を経過した方で未就労などの場合に、支給額が2

分の1に減額されることがあります。

(18歳到達年度の3月31日まで)の児童を監護、養育している方に支給されます。

支給要件
①父母が婚姻を解消した児童
②父または母が死亡した児童
③父または母が重度の障がいにある児童

④父または母から引き続き1年以上遺棄されている児童

⑤父または母が引き続き1年以上拘禁されている児童

⑥父または母が裁判所からの口々保護命令を受けた児童

⑦婚姻しないで生まれた児童

⑧父または母の生死が不明である児童

非該当要件

公的年金を受給している場合や児童が児童入所施設等に入所している場合等、支給要件に当てはまる方も、支給対象とならないことがあります。

あま市遺児手当 2,000円
(支給期間は5年間)

※児童扶養手当、遺児手当とともに所得制限がありますので、受給者及び扶養義務者の所得により、支給停止となることがあります。

手当月額(児童1人の場合)

43,160円～10,180円

2人目の児童に対しては、

電話番号 444-3173

FAX 443-3555

10,190円～5,100円が加算、3人目以降の児童に対しては1人につき6,110円～3,060円が計算されます(受給者の所得により決まります)。

手当月額(児童1人の場合)
愛知県遺児手当 4,350円
(支給期間は5年間、3年経過後は半額)

あま市遺児手当 2,000円
(支給期間は5年間)

※児童扶養手当、遺児手当とともに所

得制限がありますので、受給者及

び扶養義務者の所得により、支給

停止となることがあります。

問合先

子育て支援課

電話番号 444-3173

FAX 443-3555

遺児手当(愛知県・あま市)

次の要件に当てはまる18歳以下

(18歳到達年度の3月31日まで)の児童(一定の障がいがあるときは20歳未満)を監護している父または母、もしくは養育している方に支給されます。

支給要件
①児童扶養手当の支給要件①～⑦に同じ
②父または母が1年以上行方不明である児童

③父または母が婚姻を解消した児童

④父または母が死亡した児童

⑤父または母が重度の障がいにある児童

⑥父または母が引き続き1年以上拘禁されている児童

⑦婚姻しないで生まれた児童

⑧父または母の生死が不明である児童

非該当要件

公的年金を受給している場合や児童が児童入所施設等に入所している場合等、支給要件に当てはまる方も、支給対象とならないことがあります。

※児童扶養手当、遺児手当とともに所

得制限がありますので、受給者及

び扶養義務者の所得により、支給

停止となることがあります。

電話番号 444-3173

FAX 443-3555

10,190円～5,100円が加算、3人目以降の児童に対しては1人につき6,110円～3,060円が計算されます(受給者の所得により決まります)。

■現況届の提出時期がきました

児童扶養手当・遺児手当(愛知県・あま市)を受給している方は、毎年8月に「現況届」を提出する必要がありますので、子育て支援課(甚目寺庁舎)からのお知らせに必要書類を添えて提出してください。

この届出の提出がない場合、引き続き手当を受けることができなくなりますので、期間内に必ず手続きをしてください。

提出先

- ・七宝地区
七宝市民サービスセンター(七宝
公民館)
- ・美和地区
美和市民サービスセンター(本行
舎)
- ・甚目寺地区
子育て支援課(甚目寺庁舎)

提出期間 8月3日㈪～31日㈪

※必要書類は、お知らせでご確認ください。

問合先 子育て支援課

FAX 444・3173

☎ 444・3173



寄附のお礼

市民の方

- マスク 1,000枚

市民の方

- マスク 2,000枚
- フェイスシールド 150枚

寺西英宏様

- マスク 1,000枚

中村禎宏様

- アルコール消毒液 2ℓ

株式会社メイダイ様

- マスク 500枚

マスク 1,000枚

「ご厚意ありがとうございました。」

問合先 総務課

- ☎ 444・1711
- FAX 441・8330

募集



放課後子ども教室のスタッフを募集します

放課後子ども教室では、子どもたちが工作、レクリエーション等を楽しむ安全にできるよう一緒に活動していただける方を募集します。

未経験の方でもご興味のある方は、子育て支援課(甚目寺庁舎)へご連絡ください。

実施日・時間 月曜日のうち、年10回程度(午後2時30分～5時15分)

※謝礼をお支払いします。

実施場所 小学校体育館等

問合先 子育て支援課

☎ 444・3173
FAX 443・33555



税



個人事業税第1期分の納税をお忘れなく

個人事業税の第1期分の納期限は8月31日㈪です。

送りしますので、納期限までに納付してください。納税通知書には第1期分と第2期分の納付書が同封されますので、納付に当たっては、納付書をお間違いないように注意ください。

●納付場所及び納税方法

・金融機関、県税事務所の窓口

・コハツーインスストア、MMK設置店(※納付書の納付金額が30万円以下のみに限ります)。

・Pay-easy(ペイジー)に対応したインターネットバンキング、またはATM

・インターネットバンキング、またはATMによる納付

・スマートフォンアプリ(PayB)による納付

・領収証書が必要な方は、金融機関(ゆうちょ銀行を除く)の窓口、県税事務所の窓口、またはコハツーインスストア、MMK設置店で納付してください。

また、納税には便利で安全な口座振替の制度もあります。ご希望の方は口座を開設している金融機関の窓口で手続きをしてください。

問合先 西尾張県税事務所
課税第一課県民税
事業税第2グループ

☎ 0586・45・3169
Web <https://www.pref.aichi.jp/soshiki/zeimu/>

